

具体化

障がい者計画

令和3年4月1日～令和9年3月31日の6ヶ年計画

基本理念 町民すべてがつながり、自分らしく安心した暮らしが続けられるまちづくり

計画の考え方

- ①すべての町民のための計画
 - ②すべての障がいのある方を対象とした計画
 - ③サービスの質と量の確保
 - ④障がいのある方への家族だけに頼らない地域生活支援
- SDGs（持続可能な開発目標）としての考え方を反映

P.2

現状

- ・障がいのある方の現状
- ・障がい福祉サービスの現状
- ・ニーズ調査からみた現状

P.3

課題と方向性

- ①障がい福祉サービスの提供体制の充実
- ②就労支援の充実
- ③安心して地域に居住できる体制づくり
- ④福祉・保健・医療の連携による一貫した支援体制の構築
- ⑤地域との交流の促進
- ⑥要配慮者の具体的な支援体制の構築と障がいに応じた避難所の開設

P.12

基本目標

P.13

- I 「自分らしく生活できるまちづくり」
 - ①相談支援機能・福祉サービスの充実と自立して住める環境づくり
 - ②障がいのある方の就労への支援
- II 「安心した生活ができるまちづくり」
 - ①住み慣れた地域で安心した暮らしの確保
 - ②障がいのある子どもの幼少期からのライフステージを見通した支援
- III 「町民すべてがともに支え合うまちづくり」
 - ①障がいのある方の権利擁護
 - ②地域交流、地域活動の推進
 - ③災害時の要配慮者への支援体制構築

重点的な取り組み

P.16

- I 就労支援の強化 【基本目標Ⅰ－②】
関係機関との連携、就労支援事業の強化
- II 地域生活支援の充実 【基本目標Ⅱ－①】
地域生活支援拠点の整備
- III 避難誘導・安否確認体制の整備 【基本目標Ⅲ－③】
要配慮者の支援体制の構築と障がいに応じた避難所の開設

国の基本指針に基づき、成果目標の設定、サービスの必要量の見込みと提供体制の確保等

第7期障がい福祉計画

令和6年4月1日～令和9年3月31日

計画の考え方

P.19

障がいのある方が自分らしく地域生活を営むことができるよう、必要となる障がい福祉サービスが、安定的に提供される体制を確保するための取り組みや方策を定める。

数値目標

P.23

- ①入院・福祉施設の入所者の地域生活への移行【入所者1名削減】
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
【町単独での設置は困難なため会津圏域での検討会議を協議の場とする】
- ③地域生活支援の充実【地域生活支援拠点整備数6か所】
- ④福祉施設から一般就労への移行【一般就労への移行者4名】
- ⑤相談支援体制の充実・強化等【専門的な指導・助言、人材育成 各2回】
- ⑥障がい福祉サービス等の質の向上【研修への参加数3名】
- ⑦権利擁護に向けての支援体制の連携強化
【成年後見制度に関する協議3回】

サービスの見込量と見込量確保のための方策

P.31

- ①訪問系サービス【感染症流行前の実績と同程度で推移】
- ②日中活動系サービス【就労継続支援B型の事業所開設による増加】
- ③居住系サービス【施設入所支援を1名削減】
- ④相談支援サービス【計画相談支援の増、地域移行支援の1名利用】
- ⑤地域生活支援事業【令和5年度の実績と同程度で推移】

第3期障がい児福祉計画

令和6年4月1日～令和9年3月31日

計画の考え方

P.38

障がいのある子どもおよびその家族が望む地域生活を営むために、専門的な支援の確保および、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築するための取り組みや方策を定める。

数値目標

P.40

- ①児童発達支援センター等の整備および地域社会への参加・包容の推進
【町単独での設置ではなく会津圏域の事業所と連携して取り組む】
- ②重症心身障がい児を支援する事業所の確保
【町単独での設置ではなく会津圏域の事業所と連携して取り組む】
- ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置および医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【2名の配置】

サービスの見込量と見込量確保のための方策

P.42

- ①障がいのある児童に向けた各種サービス
【令和5年の実績見込みと同程度で推移】